無償化の認定（新１号・新２号・新３号）

を受けられた子どもの保護者様へ

川西市教育委員会事務局

教育推進部入園所相談課

無償化による保育料など利用料のご案内

　幼児教育・保育の無償化では、下記のとおり利用される施設等で取り扱いが異なります。ご確認のうえ、必要に応じて手続きをお願いいたします。

記

**１　新制度未移行の私立幼稚園を利用されているお子様（新１号・新２号・新３号）**

　　保育料（入園料も含む）が月額上限（２５,７００円）以内の場合は、園への支払いは不要です。

**２　幼稚園・認定こども園の預かり保育事業を利用されているお子様（新２号・新３号）**

一旦、利用料を園に支払います。

利用した月に応じて、請求月に請求してください。（請求方法は下記に記載）

後日、市から指定の口座に振り込みます。

**・無償化の対象金額**

　　　　４５０円×利用日数。ただし、下記上限額が無償化の対象です。

　　　　新２号は月額上限１１，３００円まで、新３号は月額上限１６，３００円まで

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用分 | 請求月 | 口座振り込み予定日 |
| ４月～　６月分 | ７月中に請求 | ８月末 |
| ７月～　９月分 | １０月中に請求 | １１月末 |
| １０月～１２月分 | １月中に請求 | ２月末 |
| １月～　３月分 | ４月中に請求 | ５月末 |

　※公立幼稚園、公立認定こども園は請求月、口座振り込み予定日はひと月遅れになります。

**請求方法**

　　民間幼稚園、民間認定こども園利用者

施設で「施設等利用費請求書（償還払い用）」様式を受け取るか、市ホームページから様式をダウンロードし、施設が発行する「領収書」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」、振込先のわかる「通帳やキャッシュカードのコピー」を添付し、請求月に施設に提出してください。

川西市の公立幼稚園・公立こども園利用者

請求月に市から請求書を送付します。

振込先のわかる「通帳やキャッシュカードのコピー」を添付し、請求月に各施設に提出してください。

**３　認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリ　ーサポートセンター事業）を利用されているお子様（新２号・新３号）**

一旦、利用料を施設に支払います。

利用した月に応じて請求月に請求してください。（請求方法は下記に記載）

後日、市から指定の口座に振り込みます。

**・無償化の対象金額**

　　　　下記上限額が無償化の対象です。

　　　　新２号は月額上限３７，０００円まで、新３号は月額上限４２，０００円まで

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用分 | 請求月 | 口座振り込み予定日 |
| ４月～　６月分 | ７月中に請求 | ８月末 |
| ７月～　９月分 | １０月中に請求 | １１月末 |
| １０月～１２月分 | １月中に請求 | ２月末 |
| １月～　３月分 | ４月中に請求 | ５月末 |

**請求方法**

施設で「施設等利用費請求書（償還払い用）」様式を受け取るか、市ホームページから様式をダウンロードし、施設が発行する「領収書」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」、振込先のわかる「通帳やキャッシュカードのコピー」を添付し、請求月に施設へ提出してください。

施設に在籍されていない、または施設に提出できない人は、直接、入園所相談課に提出していただいても結構です。

**４　留意事項**

　　新２号・新３号認定を受けた方で、保育の必要性がなくなる等、認定要件に該当しなくなった場合は、速やかに支給認定等（変更・取消）申請書を提出してください。

　　新２号・新３号認定の要件に該当しないにも関わらず、市に請求を行い、市が支払った無償化の給付（施設等利用費）は、遡及して市に返還していただくことになりますので、ご注意ください。

川西市教育委員会事務局

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　教育推進部入園所相談課

ＴＥＬ：０７２－７４０－１１７５